

子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種に係る 地方負担、並びに日本脳炎ワクチンの接種機会確保に係る特例 措置に伴う地方負担に関する指定都市市長会要請

平成22年10月8日に閣議決定した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づき、平成22年度の補正予算案に「子宮頸がん等のワクチン接種の促進」が盛り込まれ、また、10月6日に厚生労働省の「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会」から、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンは予防接種法上の定期接種に位置付ける方向で急ぎ検討すべきであるとの意見書が提出されたところである。これまで全額個人の負担であった任意接種に対し、公費助成や定期接種化を図ることは、国民にとって多大な恩恵がある一方で、地方財政が厳しい中、指定都市を始めとした地方公共団体に新たな負担を生じさせるものである。

さらに、日本脳炎ワクチンについては、17年5月に積極的勧奨の差し控えが勧告されたことにより接種を控えた者に対し、22年8月に接種機会を確保する特例が設けられた。この特例措置に伴う予防接種を実施するにあたり、地方に一時期に多額の財政負担が生じることが想定される。

については、国に対して以下のとおり要請する。

- 1 子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の導入は、国民の健康保持増進のため大変重要であり、各地方公共団体の財政状況に左右されることなく、必要とするすべての国民が等しく接種できるよう、全額国庫負担による制度とすること。

また、これらを定期接種化する場合には、既に定期接種となっているワクチン接種も含めて、全国一律に実施され、地方に裁量の余地がない施策としての性格に鑑み、国の責任により、必要な財源を確保すること。

- 2 日本脳炎ワクチンについて、特例措置の実施に伴い一時期に生じる地方公共団体の多額な負担に対しては、国の責任において、必要な財源を確保すること。

平成22年11月26日
指定都市市長会